

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表

令和 5 年4月18 日面談

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

使用施設等における保安規定の審査基準と核燃料物質使用施設保安規定変更内容の整理表

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第57条第1項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合は、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、核燃料物質の使用施設等の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、使用規則第2条の12第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p>	
<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のため</p>	<p>該当なし</p>

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>の業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>	
<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	該当なし
<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	該当なし
<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	該当なし
<p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	該当なし
<p>使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織</p>	
<p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。</p> <p>しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1) 保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>(2) 保安の監督に関する責任者の職務に関すること。</p> <p>ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）に対し、意見具申等を行うこと。</p> <p>② 使用施設等の使用又は管理に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。</p> <p>③ 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	該当なし

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>④ 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑤ 使用計画、保全計画等の保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>⑥ 保安規定に係る記録の確認を行うこと。</p> <p>⑦ 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>(3) 保安の監督に関する責任者の意見等の尊重</p> <p>① 組織の長（代表者、工場長又は事業所の長等）は、保安の監督に関する責任者の意見具申等を尊重すること。</p> <p>② 使用施設等の使用等又は管理に従事する者は、保安の監督に関する責任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>(4) 保安の監督に関する責任者を補佐する組織</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、保安の監督に関する責任者の補佐組織を設けることが望ましい。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>(5) 保安の監督に関する責任者の代行者の選任及び配置</p> <p>核燃料物質の使用等を行う工場又は事業所の組織規模、一工場又は事業所当たりに複数の使用施設等が存在する等の場合には、十分な保安監督業務を行う観点から、保安の監督に関する責任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことが望ましい。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、(1)と同様の事項が明記されていること。</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育</p>	
<p>1. 使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第5号 使用施設等の操作</p>	
<p>1. 核燃料物質の使用等に必要となる従業員の確保について定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）

保安規定関連条文（変更対象条文等）

・ 第三-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(その1)

$$Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$$

部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件
R-116 R-118 R-120	G115	115A、115B、115C、115D、H-115、OP-116、ヘリウムリーク試験機、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置、 <u>可搬型中性子線非破壊測定装置</u> 、工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、超音波検査装置、定盤及び燃料棒一時保管棚	2.6	乾燥系	
R-124	H011	H-2	16(mgPu*)	減速系	
R-125	G106	106	2.6	乾燥系	
	G201	201A、201B	2.6	乾燥系	
	G202	202	2.6	乾燥系	
	G121	121	2.6	乾燥系	
	G122	122	2.6	乾燥系	
	G002	61-1 61-2	0.22	減速系	
R-129	G056	56	0.70	乾燥系	
	G057	57	0.40	乾燥系	
	G065	65	1.10	乾燥系	

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）

保安規定関連条文（変更対象条文等）

・ 第三-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(貯蔵庫等)

$$\text{Pu}^* = {}^{239}\text{Pu} + {}^{241}\text{Pu} + {}^{235}\text{U}$$

部屋番号	臨界管理ユニット	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件
C-119	T018～T024 T025～T028 T031～T048	22.2/棚	半乾燥系	低富化MOX
	T049～T066	9.3/棚	半乾燥系	高富化MOX
C-121	T001～T017、R004	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90 %Pu*)
	S001～S009 S013～S030 S038～S068 S110～S112 S131～S137 S161～S166 R011～R028 R034～R040	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90 %Pu*)又は PuO ₂ 原料粉/棚
	B001～B056	7.8/筒	半乾燥系	
	X001	7.8	半乾燥系	その他の工程等と共用
	T101～T352	0.53(²³⁵ U)/棚	半乾燥系	ウラン濃縮度 20 %未満 ^{注2)}
	G203 ^{注3)}	14.4	減速系	
C-130	A116～A185	1体/筒	—	

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) ウラン缶（鋼板製、内径：約16 cm、高さ：約23 cm）を用いてウラン貯蔵棚に貯蔵する。

注3) 1ドラム缶又はコンテナ当たり、200 gPu*以下のものを貯蔵する。

注4) %は、質量分率を示す。

※ プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の系区分は、水分含有率が5%未満のものを半乾燥系といい、水分含有率が5%以上のものを減速系という。%は、質量分率を示す。

※※ プルトニウム燃料第二開発室における核物質区分は、以下のとおりとする。

・ 低富化MOXとはPu富化度が5.0%以下、ウラン濃縮度が5.0%以下のものとする。

・ 高富化MOXとはPu富化度が40.0%以下、ウラン濃縮度が40.0%以下のものとする。

・ 転換MOXとはPu富化度が55.0%以下、ウラン濃縮度が15.0%以下のものとする。

・ Pu(90 %Pu*)とは核分裂性物質濃度が60.0%以上又は濃度が確認されていないものとする。

・ PuO₂原料粉とは密度4.5 g/cm³未満、水分吸着率5%未満で、Pu同位体組成が²³⁹Pu：80%以下、²⁴⁰Pu：10%以上、²⁴¹Pu：10%以下のものとする。

・ %は、質量分率を示す。

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）

保安規定関連条文（変更対象条文等）

- ・ 第Ⅲ－１－(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(回収設備)：掲載省略
 臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除する。また、当該臨界管理ユニットに係る記載を第Ⅲ－１－(11)表に、解体・撤去する設備として追記する。
- ・ 第Ⅲ－１－(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(品質管理工程)：掲載省略
 臨界管理ユニット C012 及び C013 に係る記載を削除する。また、当該臨界管理ユニットに係る記載を、第Ⅲ－１－(11)表に解体・撤去する設備として追記する。
- ・ 第Ⅲ－１－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等)
 臨界管理ユニット W004、W006 及び W005 に係る記載を削除する。前述のとおり、解体・撤去する設備の臨界管理ユニットに係る記載を追記する。

$$Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$$

部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)
(削る)					
F-102	D033	D-33	0.24	減速系	注5)
(削る)					
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系	
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用
F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX
	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX
	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系	
C-101	C012	C-12 ^{注4)}	0.20	減速系	
	C013	C-13 ^{注4)}	0.20	減速系	
C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系	
	C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10 を接続

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）					
	F-103	D001	D-1 ^{注4)}	6.0	半乾燥系	高富化MOX
D003		D-3 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D005		D-5 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D007		D-7 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D009		D-9 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D011		D-11 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D013		D-13 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
D015		D-15 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	該当なし					
5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。	該当なし					
6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	該当なし					
使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等						
1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・第I-2-(18) 図 ウラン貯蔵庫管理区域：掲載省略記載の適正化(現物との整合)を図る。 ・第I-2-(19) 図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域：掲載省略工程室名称を次のとおり変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ①C-140：変更前の固体廃棄物保管室を、固体廃棄物保管室(1)に変更する。 ②C-141：変更前の固体廃棄物保管室を、固体廃棄物保管室(2)に変更する。 ③F-104：変更前の湿式室(2)を、固体廃棄物保管室(3)に変更する。 ・第I-2-(20) 図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(1)：掲載省略記載の適正化(現物との整合)を図る。 					
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	該当なし					
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	該当なし					
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	該当なし					

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	該当なし
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	該当なし
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	該当なし
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。	該当なし
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備	
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	該当なし
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等	
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	該当なし
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	該当なし
3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	該当なし
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	該当なし
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	該当なし
6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められて	該当なし

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）																																																								
いること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。																																																									
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	該当なし																																																								
使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法																																																									
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	<p>第I-8-(7)表 放射線管理用機器（プルトニウム燃料第二、第三開発室）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1581 447 2763 1373"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>分類</th> <th>放射線管理用機器名</th> <th>測定線種</th> <th>測定器台数</th> <th>使用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">プルトニウム燃料第二開発室</td> <td rowspan="5">定置式モニタ類</td> <td>α線用空気モニタ</td> <td>α</td> <td>14以上</td> <td>管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>α</td> <td>2</td> <td>排気中の放射性物質を採取・測定する。</td> </tr> <tr> <td>γ線用エリアモニタ</td> <td>γ</td> <td>1以上</td> <td rowspan="2">管理区域内の線量率を測定する。</td> </tr> <tr> <td>中性子線用エリアモニタ</td> <td>n</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>臨界警報装置</td> <td>γ</td> <td>6</td> <td>臨界事故の発生を監視する。</td> </tr> <tr> <td>手足等類</td> <td>α線用退出モニタ</td> <td>α</td> <td>14以上</td> <td>管理区域等退出時の表面密度を測定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サーベイメータ類</td> <td>α線用サーベイメータ</td> <td>α</td> <td>70以上</td> <td>表面密度を測定する。</td> </tr> <tr> <td>β線用サーベイメータ</td> <td>β・γ</td> <td>2以上</td> <td rowspan="2">線量率、表面密度を測定する。</td> </tr> <tr> <td>γ線用サーベイメータ</td> <td>β・γ</td> <td>8以上</td> </tr> <tr> <td>中性子線用サーベイメータ</td> <td>n</td> <td>1以上</td> <td>線量率を測定する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能測定器類</td> <td>α線用放射能測定装置</td> <td>α</td> <td>1以上</td> <td rowspan="2">各種試料の放射能を測定する。</td> </tr> <tr> <td>α線用核種分析装置</td> <td>α</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法	プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	14以上	管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。	排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質を採取・測定する。	γ線用エリアモニタ	γ	1以上	管理区域内の線量率を測定する。	中性子線用エリアモニタ	n	1以上	臨界警報装置	γ	6	臨界事故の発生を監視する。	手足等類	α線用退出モニタ	α	14以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度を測定する。	β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率、表面密度を測定する。	γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上	中性子線用サーベイメータ	n	1以上	線量率を測定する。	放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能を測定する。	α線用核種分析装置	α	1以上
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法																																																				
プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	14以上	管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。																																																				
		排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質を採取・測定する。																																																				
		γ線用エリアモニタ	γ	1以上	管理区域内の線量率を測定する。																																																				
		中性子線用エリアモニタ	n	1以上																																																					
		臨界警報装置	γ	6	臨界事故の発生を監視する。																																																				
	手足等類	α線用退出モニタ	α	14以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。																																																				
	サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度を測定する。																																																				
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率、表面密度を測定する。																																																				
		γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上																																																					
	中性子線用サーベイメータ	n	1以上	線量率を測定する。																																																					
放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能を測定する。																																																					
	α線用核種分析装置	α	1以上																																																						
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし																																																								
使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等																																																									
1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	該当なし																																																								
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし																																																								
使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄																																																									

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）																																																																							
<p>1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>第Ⅲ－４－(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力</p> <table border="1" data-bbox="1596 262 2754 1297"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">部屋番号</th> <th colspan="2">固体廃棄施設</th> <th rowspan="2">保管能力^{注1)} (本)</th> </tr> <tr> <th>容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所</th> <th>容器に封入した固体廃棄物を保管する場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">プルトニウム燃料第二開発室</td><td>A-101</td><td>○</td><td>—</td><td rowspan="8">188</td></tr> <tr><td>F-101</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>A-104</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-101</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-102</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-103</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-110</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-135</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(記載場所変更)</td><td></td></tr> <tr><td>F-102</td><td>○</td><td>—</td><td rowspan="2">1 560</td></tr> <tr><td>F-104</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-215</td><td>○</td><td>—</td><td rowspan="2">1 584</td></tr> <tr><td>C-217</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-140</td><td>—</td><td>○^{注2)}</td><td rowspan="2">—</td></tr> <tr><td>C-141</td><td>—</td><td>○^{注2)}</td></tr> <tr><td><u>A-104</u></td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td><u>F-104</u></td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td><u>C-136</u></td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 200 Lドラム缶換算。 注2) コンテナに封入した固体廃棄物のみを保管する。</p>	施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)	容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所	プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188	F-101	○	—	A-104	○	—	C-101	○	—	C-102	○	—	C-103	○	—	C-110	○	—	C-135	○	—	(記載場所変更)					F-102	○	—	1 560	F-104	○	—	C-215	○	—	1 584	C-217	○	—	C-140	—	○ ^{注2)}	—	C-141	—	○ ^{注2)}	<u>A-104</u>	—	○		<u>F-104</u>	—	○		<u>C-136</u>	—	○	
施設名	部屋番号			固体廃棄施設			保管能力 ^{注1)} (本)																																																																	
		容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所																																																																					
プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188																																																																				
	F-101	○	—																																																																					
	A-104	○	—																																																																					
	C-101	○	—																																																																					
	C-102	○	—																																																																					
	C-103	○	—																																																																					
	C-110	○	—																																																																					
	C-135	○	—																																																																					
	(記載場所変更)																																																																							
	F-102	○	—	1 560																																																																				
	F-104	○	—																																																																					
	C-215	○	—	1 584																																																																				
	C-217	○	—																																																																					
	C-140	—	○ ^{注2)}	—																																																																				
	C-141	—	○ ^{注2)}																																																																					
<u>A-104</u>	—	○																																																																						
<u>F-104</u>	—	○																																																																						
<u>C-136</u>	—	○																																																																						
<p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>該当なし</p>																																																																							
<p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>該当なし</p>																																																																							
<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>該当なし</p>																																																																							
<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>該当なし</p>																																																																							
<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>該当なし</p>																																																																							

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	該当なし
2. 緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	該当なし
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。	該当なし
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	該当なし
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	該当なし
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	該当なし
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	該当なし
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	該当なし
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	該当なし
使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置	
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 （1）使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。 （2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。	該当なし

使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）	保安規定関連条文（変更対象条文等）
<p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	
<p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p>	
<p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	該当なし
<p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p>	該当なし
<p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	該当なし
<p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p>	該当なし
<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	該当なし
<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p>	
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>（使用を終了し維持管理中の設備の管理） 第Ⅲ編第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、<u>ガスクロマトグラフ</u>、移載台車及び燃料要素洗浄設備）を施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。</p>
<p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	該当なし
<p>使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有</p>	
<p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。</p>	該当なし
<p>使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開</p>	
<p>1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p>	該当なし
<p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	該当なし
<p>使用規則第2条の12第1項第18号 その他必要な事項</p>	
<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	該当なし
<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	該当なし

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

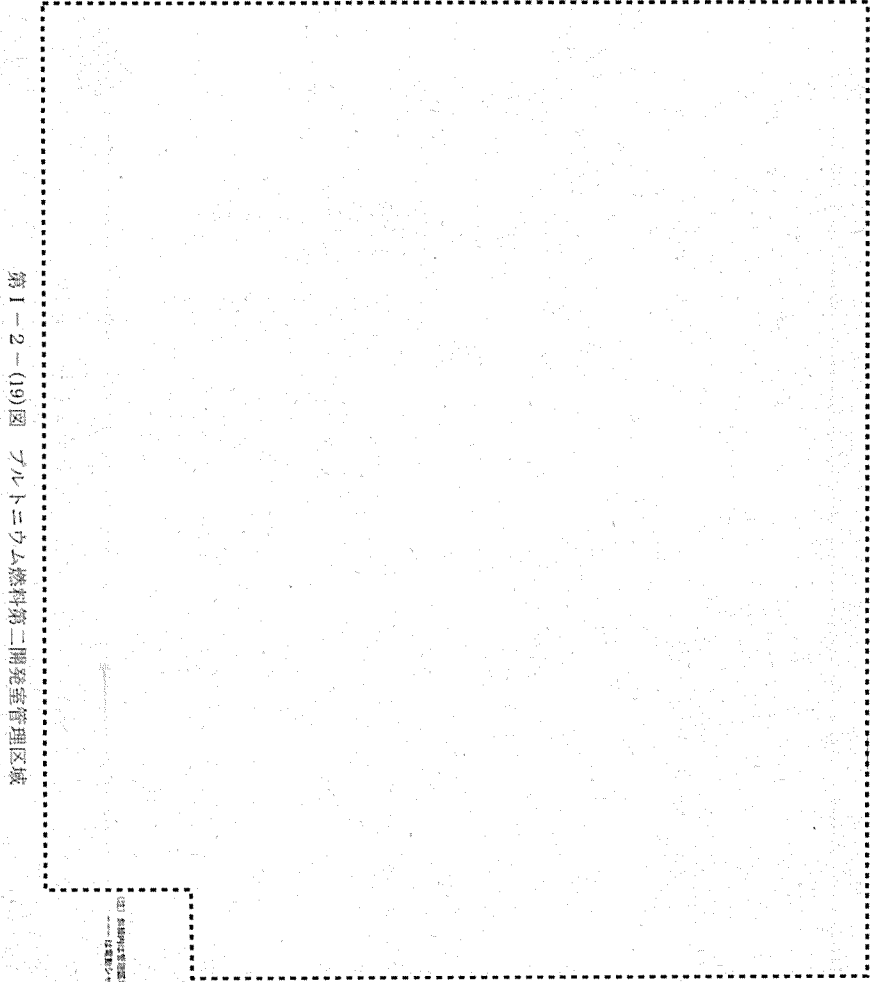
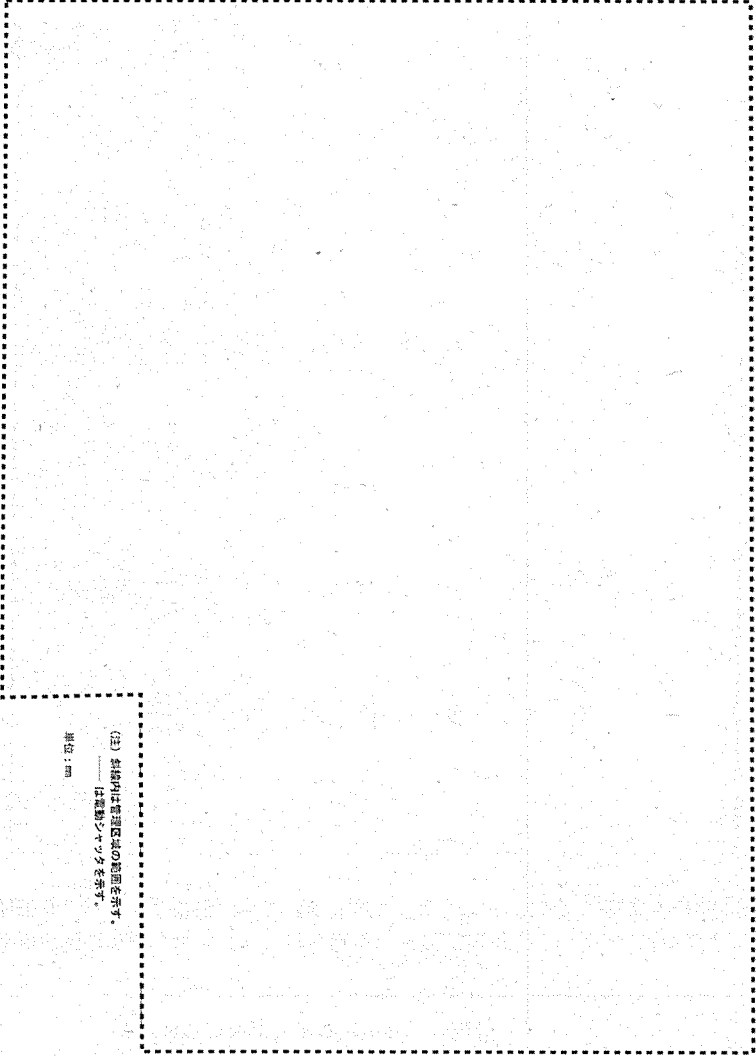
令和 5 年 4 月 18 日面談

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
 使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p style="text-align: center;">第 I 編 共通編</p> <div style="border: 2px dashed black; width: 350px; height: 600px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">(1階 平面図)</p> <p style="text-align: center;">(注) 斜線内は、管理区域の範囲を示す。 ----- は電動シャッターを示す。</p> <p style="text-align: center;">第 I - 2 - (18) 図 ウラン貯蔵庫管理区域</p>	<p>核燃料物質使用変更許可（令和 5 年 2 月 6 日付け原規規発第 2302066 号）を受けたプルトニウム燃料第一開発室（別冊 1）に係る変更後の本文図面「図 8 - 3 ウラン貯蔵庫平面図」。</p> <div style="border: 2px dashed black; width: 350px; height: 600px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">1階平面図</p> <p style="text-align: center;">(凡例) : 管理区域 ----- は電動シャッターを示す。</p> <p style="text-align: center;">図 8 - 3 ウラン貯蔵庫平面図</p>	<p>・左記の使用変更許可に基づき、管理区域境界の位置を変更する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
 <p>第1-2-(19)図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域</p>	<p>核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）に係る変更後の本文図面「図7-3 プルトニウム燃料第二開発室1階平面図」。</p>  <p>図7-3 プルトニウム燃料第二開発室1階平面図</p>	<p>・左記の使用変更許可に基づき、一部工程室の名称を変更する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<div data-bbox="174 288 902 1393" style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="120 555 147 1031" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1-2-2(20)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(1)</p> <p data-bbox="154 783 172 874" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(地下1階平面図)</p> <p data-bbox="143 1147 179 1331" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(注) 斜線付は、管理区域の範囲を示す。は配線ケーブルを示す。</p>	<p data-bbox="965 277 1951 371">核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊3）に係る変更後の本文図面「図7-4 プルトニウム燃料第三開発室地下1階平面図」。</p> <div data-bbox="1133 376 1899 1437" style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <p data-bbox="1133 612 1160 1129" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; left: 50%; top: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">図7-4 プルトニウム燃料第三開発室地下1階平面図</p> <div data-bbox="1196 1289 1279 1437" style="position: absolute; bottom: 10px; right: 10px;"> <p>(注) 斜線付は、管理区域の範囲を示す。は配線ケーブルを示す。 (寸法単位 mm)</p> </div> </div>	<p data-bbox="1962 277 2168 507">・左記の使用変更許可に基づき、扉の記載を追加する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性																							
第 I - 8 - (7) 表 放射線管理用機器（プルトニウム燃料第二、第三開発室）（抜粋）						核燃料物質使用変更許可（令和 5 年 2 月 6 日付け原規規発第 2302066 号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊 2）に係る変更後の「7-3 使用施設の設備」のうち、「(10) ユーティリティ設備及び安全管理設備」。			・左記の使用変更許可に基づき、α線用空気モニタの台数の記載を変更する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。																							
プルトニウム燃料第二開発室	設置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	14以上	管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。	7-3 (10) ユーティリティ設備及び安全管理設備（抜粋）																										
		排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質を採取・測定する。																											
		γ線用エリアモニタ	γ	1以上	管理区域内の線量率を測定する。																											
		中性子線用エリアモニタ	n	1以上																												
		臨界警報装置	γ	6	臨界事故の発生を監視する。																											
	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	14以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用測定機器</td> <td></td> <td>プルトニウム燃料第二開発室全体の放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>2</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td>α線用空気モニタ</td> <td>14</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td>γ線用エリアモニタ</td> <td>1</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td>中性子線用エリアモニタ</td> <td>1</td> <td>耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1式</td> <td>エアスニファ、α線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、サーベイメータ類</td> </tr> <tr> <td colspan="3">図 7-9 及び図 7-10 に放射線管理用測定機器の配置を示す。</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	放射線管理用測定機器		プルトニウム燃料第二開発室全体の放射線管理を行う。	排気モニタ	2	耐震設計：水平震度 0.24	α線用空気モニタ	14	耐震設計：水平震度 0.24	γ線用エリアモニタ	1	耐震設計：水平震度 0.24	中性子線用エリアモニタ	1	耐震設計：水平震度 0.24	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、サーベイメータ類	図 7-9 及び図 7-10 に放射線管理用測定機器の配置を示す。		
	使用設備の名称	個数	仕様																													
	放射線管理用測定機器		プルトニウム燃料第二開発室全体の放射線管理を行う。																													
	排気モニタ	2	耐震設計：水平震度 0.24																													
	α線用空気モニタ	14	耐震設計：水平震度 0.24																													
	γ線用エリアモニタ	1	耐震設計：水平震度 0.24																													
	中性子線用エリアモニタ	1	耐震設計：水平震度 0.24																													
	その他	1式	エアスニファ、α線用退出モニタ、α線用放射能測定装置、サーベイメータ類																													
図 7-9 及び図 7-10 に放射線管理用測定機器の配置を示す。																																
サーベイメータ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度を測定する。																												
	β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率、表面密度を測定する。																												
	γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上																													
中性子線用サーベイメータ	n	1以上	線量率を測定する。																													
放射能測定器類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能を測定する。																												
	α線用核種分析装置	α	1以上																													

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性								
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>（使用を終了し維持管理中の設備の管理）</p> <p>第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備（パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、<u>ガスクロマトグラフ</u>、<u>移載台車</u>及び燃料要素洗浄設備）を施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。</p>	<p>核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受けたプルトニウム燃料第一開発室（別冊1）に係る変更後の本文「7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備」。</p> <p>7-4 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="981 536 1861 679"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>個数</th> <th>設置・保管場所</th> <th>維持管理状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスクロマトグラフ</td> <td>1</td> <td>R-130</td> <td>配管、電源ケーブルを切り離した状態でグローブボックス No. 98B 内に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	ガスクロマトグラフ	1	R-130	配管、電源ケーブルを切り離した状態でグローブボックス No. 98B 内に保管する。	<p>・左記の使用変更許可に基づき、使用を終了し維持管理中の設備にガスクロマトグラフを追加する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。</p>
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態							
ガスクロマトグラフ	1	R-130	配管、電源ケーブルを切り離した状態でグローブボックス No. 98B 内に保管する。							

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）		核燃料物質使用変更許可申請書の記載		変更の妥当性																																																																																				
<p>第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における 臨界管理ユニットごとの制限量（その1） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-116 R-118 R-120</td> <td>G115</td> <td>115A、115B、115C、115D、H-115、OP-116、ヘリウムリーク試験機、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置、可搬型中性子線非破壊測定装置、工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、超音波検査装置、定盤及び燃料棒一時保管棚</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-124</td> <td>H011</td> <td>H-2</td> <td>16 (mgPu*)</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">R-125</td> <td>G106</td> <td>106</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G201</td> <td>201A、201B</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G202</td> <td>202</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G121</td> <td>121</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G122</td> <td>122</td> <td>2.6</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R-129</td> <td>G002</td> <td>61-1 61-2</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G056</td> <td>56</td> <td>0.70</td> <td>乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G057 G065</td> <td>57 65</td> <td>0.40 1.10</td> <td>乾燥系 乾燥系</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	R-116 R-118 R-120	G115	115A、115B、115C、115D、H-115、OP-116、ヘリウムリーク試験機、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置、可搬型中性子線非破壊測定装置、工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、超音波検査装置、定盤及び燃料棒一時保管棚	2.6	乾燥系		R-124	H011	H-2	16 (mgPu*)	減速系		R-125	G106	106	2.6	乾燥系		G201	201A、201B	2.6	乾燥系		G202	202	2.6	乾燥系		G121	121	2.6	乾燥系		G122	122	2.6	乾燥系		R-129	G002	61-1 61-2	0.22	減速系		G056	56	0.70	乾燥系		G057 G065	57 65	0.40 1.10	乾燥系 乾燥系		<p>核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受けたプルトニウム燃料第一開発室（別冊1）に係る変更後の本文「7-3 使用施設の設備」。</p> <p>7-3 使用施設の設備（抜粋） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業用X線装置</td> <td>1</td> <td> 臨界管理ユニットNo. G115 臨界管理方式：質量管理 臨界管理系区分：乾燥系 最大取扱量（工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、定盤、ヘリウムリーク試験機、燃料棒一時保管棚、超音波検査装置、グローブボックスNo. 115A、115B、115C、115D、オープンボックスNo. OP-116、フードNo. H-115、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置及び可搬型中性子線非破壊測定装置の合計）：2 600 gPu* X線検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 出力電圧 300 kV 定格電流 10 mA </td> </tr> <tr> <td>ワイヤ巻付装置</td> <td>1</td> <td> 燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 </td> </tr> <tr> <td>定盤</td> <td>1</td> <td> 燃料要素検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 </td> </tr> <tr> <td>ヘリウムリーク試験機</td> <td>1</td> <td> 燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 </td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置</td> <td>2</td> <td> 燃料要素組立室及び燃料要素検査室に設置 </td> </tr> <tr> <td>少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置</td> <td>1</td> <td> 燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 測定する核燃料物質は 20 gPu 以下 </td> </tr> <tr> <td>可搬型中性子線非破壊測定装置</td> <td>1</td> <td> 燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 耐震重要度：Cクラス </td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	仕様	工業用X線装置	1	臨界管理ユニットNo. G115 臨界管理方式：質量管理 臨界管理系区分：乾燥系 最大取扱量（工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、定盤、ヘリウムリーク試験機、燃料棒一時保管棚、超音波検査装置、グローブボックスNo. 115A、115B、115C、115D、オープンボックスNo. OP-116、フードNo. H-115、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置及び可搬型中性子線非破壊測定装置の合計）：2 600 gPu* X線検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 出力電圧 300 kV 定格電流 10 mA	ワイヤ巻付装置	1	燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36	定盤	1	燃料要素検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36	ヘリウムリーク試験機	1	燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36	放射能測定装置	2	燃料要素組立室及び燃料要素検査室に設置	少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置	1	燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 測定する核燃料物質は 20 gPu 以下	可搬型中性子線非破壊測定装置	1	燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 耐震重要度：Cクラス	<p>・左記の使用変更許可に基づき、臨界管理ユニット G115 に係る記載に可搬型中性子線非破壊測定装置を追加する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。</p>
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件																																																																																			
R-116 R-118 R-120	G115	115A、115B、115C、115D、H-115、OP-116、ヘリウムリーク試験機、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置、可搬型中性子線非破壊測定装置、工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、超音波検査装置、定盤及び燃料棒一時保管棚	2.6	乾燥系																																																																																				
R-124	H011	H-2	16 (mgPu*)	減速系																																																																																				
R-125	G106	106	2.6	乾燥系																																																																																				
	G201	201A、201B	2.6	乾燥系																																																																																				
	G202	202	2.6	乾燥系																																																																																				
	G121	121	2.6	乾燥系																																																																																				
	G122	122	2.6	乾燥系																																																																																				
R-129	G002	61-1 61-2	0.22	減速系																																																																																				
	G056	56	0.70	乾燥系																																																																																				
	G057 G065	57 65	0.40 1.10	乾燥系 乾燥系																																																																																				
使用設備の名称	個数	仕様																																																																																						
工業用X線装置	1	臨界管理ユニットNo. G115 臨界管理方式：質量管理 臨界管理系区分：乾燥系 最大取扱量（工業用X線装置、ワイヤ巻付装置、定盤、ヘリウムリーク試験機、燃料棒一時保管棚、超音波検査装置、グローブボックスNo. 115A、115B、115C、115D、オープンボックスNo. OP-116、フードNo. H-115、少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置及び可搬型中性子線非破壊測定装置の合計）：2 600 gPu* X線検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36 出力電圧 300 kV 定格電流 10 mA																																																																																						
ワイヤ巻付装置	1	燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36																																																																																						
定盤	1	燃料要素検査室に設置 耐震設計：水平震度 0.36																																																																																						
ヘリウムリーク試験機	1	燃料要素組立室に設置 耐震設計：水平震度 0.36																																																																																						
放射能測定装置	2	燃料要素組立室及び燃料要素検査室に設置																																																																																						
少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置	1	燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 測定する核燃料物質は 20 gPu 以下																																																																																						
可搬型中性子線非破壊測定装置	1	燃料要素組立室に測定時に設置 密封試料を取扱う。 耐震重要度：Cクラス																																																																																						
<p>※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。</p>																																																																																								

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）					核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
第Ⅲ－１－（６）表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（貯蔵庫等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$					核燃料物質使用変更許可（令和５年２月６日付け原規規発第２３０２０６６号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊２）に係る変更後の本文「７－３ 使用施設の設備（２）施設内の共通管理項目等」。	・左記の使用変更許可に基づき、低富化MOXのウラン濃縮度に係る記載を変更する。核燃料物質使用変更許可申請書との整合は図られており、変更は妥当。
部屋番号	臨界管理ユニット	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件		
C-119	T018～T024 T025～T028 T031～T048	22. 2/棚	半乾燥系	低富化MOX		
	T049～T066	9. 3/棚	半乾燥系	高富化MOX		
C-121	T001～T017, R004	4. 6/棚	半乾燥系	Pu (90 %Pu*)		
	S001～S009 S013～S030 S038～S068 S110～S112 S131～S137 S161～S166 R011～R028 R034～R040	4. 6/棚	半乾燥系	Pu (90 %Pu*) 又は PuO ₂ 原料粉/棚		
	B001～B056	7. 8/筒	半乾燥系			
	X001	7. 8	半乾燥系	その他の工程等と共用		
	T101～T352	0. 53 (²³⁵ U) /棚	半乾燥系	ウラン濃縮度 20 %未満 ^{注2)}		
	G203 ^{注3)} A116～A185	14. 4 1 体/筒	減速系 —			
C-125	B001～B056 X001	7. 8/筒 7. 8	半乾燥系 半乾燥系	その他の工程等と共用		
C-120	T101～T352	0. 53 (²³⁵ U) /棚	半乾燥系	ウラン濃縮度 20 %未満 ^{注2)}		
C-130	G203 ^{注3)} A116～A185	14. 4 1 体/筒	減速系 —			

② 核燃料物質の管理

① プルトニウム燃料第二開発室に受け入れる核燃料物質のプルトニウム同位体組成は、²⁴⁰Puが10 %以上、²⁴¹Puが10 %以下のものとする。

Ⓜ 低富化MOX
混合酸化物中のプルトニウム富化度^{注2)}（以下、「Pu富化度」という。）が5 %以下、ウラン濃縮度が5.0 %以下のものとする。

① 高富化MOX
混合酸化物中のPu富化度が40.0 %以下、ウラン濃縮度が40.0 %以下のものとする。

Ⓜ 転換MOX
混合酸化物中のPu富化度が55.0 %以下、ウラン濃縮度が15.0 %以下のものとする。

Ⓜ 濃縮UO₂
ウラン濃縮度が20 %以下のものとする。

Ⓜ Pu (90 %Pu*)
混合酸化物中の核分裂性物質濃度^{注3)}が60.0 %以上のもの又は濃度が確認されていないものとする。

① PuO₂原料粉
密度が4.5 g/cm³未満、水分吸着率^{注4)}が5 %未満のもので、①の条件を満たしているものとする。

Ⓜ Pu100 %
²³⁹Puが100 %のものとする。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) ウラン缶（鋼板製、内径：約16 cm、高さ：約23 cm）を用いてウラン貯蔵棚に貯蔵する。

注3) 1ドラム缶又はコンテナ当たり、200 gPu*以下のものを貯蔵する。

注4) %は、質量分率を示す。

※ プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の系区分は、水分含有率が5 %未満のものを半乾燥系といい、水分含有率が5 %以上のものを減速系という。%は、質量分率を示す。

※※ プルトニウム燃料第二開発室における核物質区分は、以下のとおりとする。

- ・低富化MOXとはPu富化度が5.0 %以下、ウラン濃縮度が5.0 %以下のものとする。
- ・高富化MOXとはPu富化度が40.0 %以下、ウラン濃縮度が40.0 %以下のものとする。
- ・転換MOXとはPu富化度が55.0 %以下、ウラン濃縮度が15.0 %以下のものとする。
- ・Pu (90 %Pu*)とは核分裂性物質濃度が60.0 %以上又は濃度が確認されていないものとする。
- ・PuO₂原料粉とは密度4.5 g/cm³未満、水分吸着率5 %未満で、Pu同位体組成が²³⁹Pu:80 %以下、²⁴⁰Pu:10 %以上、²⁴¹Pu:10 %以下のものとする。
- ・%は、質量分率を示す。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性																											
第Ⅲ-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（回収設備） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受け、プルトニウム燃料第二開発室（別冊2）の本文「7-3 使用施設の設備 (5) 回収設備」から「(9) 解体・撤去を行う設備」へ変更したため、「(5) 回収設備」に記載なし。			・左記の使用変更許可に基づき、一部臨界管理ユニットに係る記載を削除する。 核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F-101</td> <td>D025</td> <td>D-25</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D027</td> <td>D-27</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D031</td> <td>D-31</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> ※臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除 </div> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A-104</td> <td>W008</td> <td>W-8-1、W-8-2、T-6</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>低富化MOX</td> </tr> </tbody> </table>						部屋番号	臨界管理ユニット	グローボックス等番号		制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX	A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	7-3 使用施設の設備 (5) 回収設備（抜粋）	
部屋番号	臨界管理ユニット	グローボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件																															
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX																															
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX																															
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX																															
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX																															
<p style="text-align: center;">(削る)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> ※臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除 </div>						<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	(削除)																								
使用設備の名称	個数	仕様																																		
(削除)																																				

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性									
第三-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（品質管理工程） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受け、プルトニウム燃料第二開発室（別冊2）の本文「7-3 使用施設の設備（7）品質管理工程設備」から「（9）解体・撤去を行う設備」へ変更したため、「（7）品質管理工程設備」に記載なし。			・左記の使用変更許可に基づき、一部臨界管理ユニットに係る記載を削除する。 核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。									
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	7-3 使用施設の設備 （7）品質管理工程設備（抜粋）												
C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9を接続	$Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$												
	(削る)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※臨界管理ユニットC012及びC013に係る記載を削除</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	(削除)			※臨界管理ユニットC012及びC013に係る記載を削除		
	使用設備の名称	個数	仕様															
	(削除)																	
	※臨界管理ユニットC012及びC013に係る記載を削除																	
	※臨界管理ユニットC012及びC013に係る記載を削除																	
C014	C-14A	0.10	減速系															
C015	C-15A	0.10	減速系															
C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系															
C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6を接続														
C025	C-14B	0.10	減速系															
C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系														
C-103	P001	P-1、P-2	0.20	減速系														
C-104		OP-4																
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 ※ ユニット内（グローブボックス内）に存在するその他の水分等の安全管理本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評価に含まれており、水分管理の対象外とする。																		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所(変更後)						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性
第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受けたプルトニウム燃料第二開発室(別冊2)の本文「7-3 使用施設の設備 (9)回収設備」。このうち、解体・撤去が終了したため「(9) 解体・撤去を行う設備」から削除した設備は、記載なし。			・左記の使用変更許可に基づき、一部臨界管理ユニットに係る記載を削除又は追記する。核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^(注1) (kgPu*)	系区分	備考	設備の名称	個数	仕様	
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	(削除)			
	D029 ^(注2)	D-29	1.1	半乾燥系	注3)				
(削る)			※臨界管理ユニットW004、W006及びW005に係る記載を削除			(削除)			
F-102	D033	D-33							0.24
(削る)									
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系					
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用				
F-114	W021	W-21 ^(注4)	0.11	減速系	転換MOX				
	W023	W-23 ^(注4)	0.22	減速系	転換MOX				
	W025	W-25 ^(注4)	0.11	減速系	転換MOX				
	W027	W-27 ^(注4)	0.22	減速系	転換MOX				
	W031	W-31 ^(注4)	0.20	減速系					
C-101	C012	C-12 ^(注4)	0.20	減速系					
	C013	C-13 ^(注4)	0.20	減速系					
C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^(注4)	0.05	減速系					
	C028	C-28 ^(注4)	0.05	減速系	OP-10を接続				
F-103	D001	D-1 ^(注4)	6.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D003	D-3 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D005	D-5 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D007	D-7 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D009	D-9 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D011	D-11 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D013	D-13 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				
	D015	D-15 ^(注4)	3.0	半乾燥系	高富化MOX				

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。
 注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉碎媒体として使用する。
 なお、U-Ti合金中の²³⁵Uは、制限量に含めて質量管理を行う。
 注3) 高富化MOX、PuO₂原料粉又はPu(90%Pu⁴⁺)とする。
 注4) 解体・撤去する設備。
 注5) 核燃料物質付着物が収納されている容器の開封、収納物の点検、廃棄物容器の詰め替えを実施する灰化試験室(F-102)の場所を含む。
 注6) %は、質量分率を示す。

7-3 使用施設の設備
(9) 解体・撤去を行う設備

設備の名称	個数	仕様
(削除)		
※臨界管理ユニットW004、W006及びW005に係る記載を削除		
グローブボックスNo.W-21	1	
グローブボックスNo.W-23	1	
グローブボックスNo.W-25	1	
グローブボックスNo.W-27	1	
グローブボックスNo.W-31	1	
グローブボックスNo.C-12	1	
グローブボックスNo.C-13	1	
グローブボックスNo.C-24	1	
グローブボックスNo.C-25	1	
グローブボックスNo.C-26	1	
グローブボックスNo.C-27	1	
グローブボックスNo.C-28	1	
オープンポートボックスNo.OP-10	1	
グローブボックスNo.D-1	1	
グローブボックスNo.D-3	1	
グローブボックスNo.D-5	1	
グローブボックスNo.D-7	1	
グローブボックスNo.D-9	1	
グローブボックスNo.D-11	1	
グローブボックスNo.D-13	1	
グローブボックスNo.D-15	1	
グローブボックスNo.F-1-B	1	

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）				核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性
第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力				核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）の本文「9-3-2 固体廃棄施設の構造」。				・左記の使用変更許可に基づき、容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所に係る記載を変更す。核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。
施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)	9-3-2 固体廃棄施設の構造			
		容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所		固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (m ²)	設計仕様
プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188	プルトニウム燃料第二開発室 〔容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所 仕上室 (A-101、F-101) 湿式室 (1) 化学分析室 分光分析室 物性室 放射線管理室 試験検査室 (A) <u>(削除)</u> 灰化試験室 <u>固体廃棄物保管室 (3)</u> フィルタ室 機器分析室〕	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。	「7-2 使用施設の構造」と同じ。
	F-101	○	—					
	A-104	○	—					
	C-101	○	—					
	C-102	○	—					
	C-103	○	—					
	C-110	○	—					
	C-135	○	—					
	<u>(記載場所変更)</u>							
	F-102	○	—	1 560				
	F-104	○	—					
	C-215	○	—					
	C-217	○	—					
	C-140	—	○ ^{注2)}	1 584				
	C-141	—	○ ^{注2)}					
	A-104	—	○	—				
F-104	—	○						
C-136	—	○						

注1) 200 Lドラム缶換算。

注2) コンテナに封入した固体廃棄物のみを保管する。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）				核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性																																																																												
<p>第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">部屋番号</th> <th colspan="2">固体廃棄施設</th> <th rowspan="2">保管能力^{注1)} (本)</th> </tr> <tr> <th>容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所</th> <th>容器に封入した固体廃棄物を保管する場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="17">プルトニウム燃料第二開発室</td><td>A-101</td><td>○</td><td>—</td><td rowspan="8">188</td></tr> <tr><td>F-101</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>A-104</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-101</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-102</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-103</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-110</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-135</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align:center;">(記載場所変更)</td><td rowspan="7">1 560</td></tr> <tr><td>F-102</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>F-104</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-215</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-217</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-140</td><td>—</td><td>○^{注2)}</td></tr> <tr><td>C-141</td><td>—</td><td>○^{注2)}</td></tr> <tr><td>A-104</td><td>—</td><td>○</td><td>1 584</td></tr> <tr><td>F-104</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>C-136</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)	容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所	プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188	F-101	○	—	A-104	○	—	C-101	○	—	C-102	○	—	C-103	○	—	C-110	○	—	C-135	○	—	(記載場所変更)				1 560	F-102	○	—	F-104	○	—	C-215	○	—	C-217	○	—	C-140	—	○ ^{注2)}	C-141	—	○ ^{注2)}	A-104	—	○	1 584	F-104	—	○	—	C-136	—	○	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積 (㎡)</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 <u>固体廃棄物保管室 (1)</u> <u>固体廃棄物保管室 (2)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3)</u> (削除) 試験検査室 (B) (削除) <u>湿式室 (1)</u> </td> <td></td> <td></td> <td> <u>固体廃棄物保管室 (1) 及び固体廃棄物保管室 (2) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 560 本 (内蔵放射性物質 7.8 kgPu、コンテナ 1 基当たり 100 gPu 以下)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3) 及び湿式室 (1) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 584 本(内蔵放射性物質 31.68 kgPu、ドラム缶 1 本当たり 100 gPu 以下)</u> </td> </tr> </tbody> </table>				固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (㎡)	設計仕様	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 <u>固体廃棄物保管室 (1)</u> <u>固体廃棄物保管室 (2)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3)</u> (削除) 試験検査室 (B) (削除) <u>湿式室 (1)</u>			<u>固体廃棄物保管室 (1) 及び固体廃棄物保管室 (2) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 560 本 (内蔵放射性物質 7.8 kgPu、コンテナ 1 基当たり 100 gPu 以下)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3) 及び湿式室 (1) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 584 本(内蔵放射性物質 31.68 kgPu、ドラム缶 1 本当たり 100 gPu 以下)</u>	<p>・前述の使用変更許可に基づき、容器に封入した固体廃棄物を保管する場所に係る記載を変更する。核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。</p>
施設名	部屋番号	固体廃棄施設				保管能力 ^{注1)} (本)																																																																														
		容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所																																																																																	
プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188																																																																																
	F-101	○	—																																																																																	
	A-104	○	—																																																																																	
	C-101	○	—																																																																																	
	C-102	○	—																																																																																	
	C-103	○	—																																																																																	
	C-110	○	—																																																																																	
	C-135	○	—																																																																																	
	(記載場所変更)				1 560																																																																															
	F-102	○	—																																																																																	
	F-104	○	—																																																																																	
	C-215	○	—																																																																																	
	C-217	○	—																																																																																	
	C-140	—	○ ^{注2)}																																																																																	
	C-141	—	○ ^{注2)}																																																																																	
	A-104	—	○	1 584																																																																																
	F-104	—	○	—																																																																																
C-136	—	○	—																																																																																	
固体廃棄施設の名称	構造	床面積 (㎡)	設計仕様																																																																																	
容器に封入した固体廃棄物を保管する場所 <u>固体廃棄物保管室 (1)</u> <u>固体廃棄物保管室 (2)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3)</u> (削除) 試験検査室 (B) (削除) <u>湿式室 (1)</u>			<u>固体廃棄物保管室 (1) 及び固体廃棄物保管室 (2) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 560 本 (内蔵放射性物質 7.8 kgPu、コンテナ 1 基当たり 100 gPu 以下)</u> <u>固体廃棄物保管室 (3) 及び湿式室 (1) の固体廃棄物の保管能力:200 Lドラム缶換算で約 1 584 本(内蔵放射性物質 31.68 kgPu、ドラム缶 1 本当たり 100 gPu 以下)</u>																																																																																	
<p>注1) 200 Lドラム缶換算。</p> <p>注2) コンテナに封入した固体廃棄物のみを保管する。</p>																																																																																				

**保安規定に規定すべき事項の確認表
(使用変更に伴う保安規定の変更)**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>1. プルトニウム燃料第一開発室で、ガスクロマトグラフを維持管理中の設備として管理</p> <p>・第Ⅲ編 第12条の2(使用を終了し維持管理中の設備の管理)にガスクロマトグラフの記載を追加する。</p>	<p>① 職務及び組織</p> <p>当該作業については、第Ⅰ編第5条(24) 燃料技術開発課長の職務のうち、プルトニウム燃料の製造技術等の開発に係る業務に付随し、当該業務で使用した設備を、使用を終了し維持管理中の設備として管理する。</p> <p>燃料技術開発課長は、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(24)に該当する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第4条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第5条(変更なし)</p>
	<p>② 使用施設等の操作</p> <p>核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。なお、当該設備において核燃料物質は使用しない。</p> <p>核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。</p> <p>従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p>	<p>保安規定第Ⅲ編第1条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第9条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第29条(変更なし)</p>
	<p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。プルトニウム燃料第一開発室内には管理区域に指定された区域があり、当該設備の維持管理は管理区域内で実施する。</p> <p>あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第20条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第26条(変更なし)</p>
	<p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>課長は、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護措置を講じる。</p> <p>課長は、放射線管理第1課長より管理区域に係る線量率等の測定結果で異常が認められたことに伴う通知を受けた場合、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じる。</p> <p>課長は、予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡し、放射線管理第1課長の指導・助言の元、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じるとともに部長に報告する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第28条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第30条(変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第31条(変更なし)</p>
	<p>⑤ 排気・排水監視設備</p>	

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の3か月間の平均濃度が、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理している。また、放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しており、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長に報告、放射線管理部長は、統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知している。統括者は、この勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。なお、排水を放出の際、核燃料管理者は、環境監視課長の承認を得た後、統括者の放出の許可を得なければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第38条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第39条 (変更なし)</p>
	<p>⑥ 放射線測定器等</p> <p>統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第34条 (変更なし)</p>
	<p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬する場合は、核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること、定められた経路以外は運搬しないこと等の措置を講じなければならない。</p> <p>核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、各貯蔵施設において最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p>	<p>保安規定第I編 第36条 (変更なし)</p> <p>保安規定第III編 第8条 (変更なし)</p>
	<p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。</p> <p>放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、所定の表示を行う。なお、当該容器が可燃性の場合は、可燃性の容器を金属製容器又は金属製保管庫に収納する。放射性固体廃棄物を保管する場合は、廃棄施設に保管する。</p>	<p>保安規定第I編 第40条の2 (変更なし)</p>
	<p>⑨ 非常時の措置</p> <p>従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長に通報を行わなければならない。担当課長は、この通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置（従業員以外の者に対する避難指示等を含む。）を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第45条 (変更なし)</p>
	<p>⑩ 事故に係る保全</p> <p>所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらか</p>	<p>保安規定第I編 第42条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第43条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>じめ準備しておかなければならない。</p> <p>所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	保安規定第Ⅰ編 第44条 (変更なし)
	<p>⑪ 記録及び報告</p> <p>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第Ⅰ-12表に定める事項について記録し、保管させなければならない。</p> <p>核燃料取扱主務者は、第Ⅰ-12表に定める記録のうち使用施設等の保安の監督を行うために必要な記録を検閲しなければならない。</p> <p>所長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき等の事項に該当する場合（そのおそれがある場合を含む。）は、直ちに理事長に報告しなければならない。また、理事長に報告した後、速やかに事故の発生日時、場所、状況及び発生に際して採った処置等の事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第50条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第51条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第52条 (変更なし)</p>
	<p>⑫ 施設管理</p> <p>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第55条の2第2項第2号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。当該設備においては、使用を終了し維持管理中の設備として、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第12条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第12条の3 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第12条の4 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第12条の5 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第12条の2 (変更あり)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第12条の6 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第12条の7 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、東海村において震度4以上の地震の発生が確認された場合、台風又は竜巻の襲来があった場合は、所掌する使用施設等について点検し、異常がないことを確認しなければならない。また、所掌する施設、設備等において火災が発生した場合は、初期消火及び延焼防止を図るとともに、被害状況を確認しなければならない。なお、地震点検及び火災時の被害状況の確認の結果、必要があると認めた場合は、上記⑨に定める措置を講じなければならない。</p> <p>所長は、上記⑨に基づく通報を受けた場合において、原災法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>原災法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第47条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第48条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第49条 (変更なし)</p>
<p>2. プルトニウム燃料第一開発室で、可搬型中性子非破壊測定装置を用いて行う試験</p> <p>・第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニットごとの制限量(その1)の臨界管理ユニット G115 のグローブボックス等番号に可搬型中性子線非破壊測定装置を追加する。</p>	<p>①職務及び組織</p> <p>当該試験については、第Ⅰ編第5条(20) 核物質管理課長の職務のうち、計量管理に係る業務に関連し、核燃料物質定量のための非破壊測定試験を行う。</p> <p>核物質管理課長は、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(20)に該当する。</p> <p>②使用施設等の操作</p> <p>核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。</p> <p>核燃料物質等の使用等に当たっては、第Ⅲ編第2条のとおり、いかなる場合においても臨界に達しないよう管理しなければならない。</p> <p>今回、プルトニウム燃料第一開発室で行う試験について、適切な臨界管理を行うため、第Ⅲ-1-(5)表の臨界管理ユニット G115 に属するグローブボックス等番号として可搬型中性子非破壊測定装置を追加する。</p> <p>核燃料物質の使用を行う場合は、第Ⅲ編第4条のとおり、1) 使用目的、2) 使用期間及び使用場所、3) 核燃料物質の種類及び使用数量、4) 同位元素組成、5) 化学的組成、6) 物理的形状、7) 使用方法及び通常の使用条件と異なる使用を計画する場合は、その使用条件等、8) 使用する核燃料物質の受入れ・払出しに関する管理方法等、9) 使用を終了した核燃料物質の処理の方法、10) 安全評価及び安全対策について使用計画で明らかにしなければならない。</p> <p>核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。</p> <p>従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ず</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第5条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編第1条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編第2条 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-1-(5)表 (変更あり)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第9条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第29条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	るとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。	
	<p>③管理区域等の設定等</p> <p>線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。プルトニウム燃料第一開発室内には管理区域に指定された区域があり、当該試験は管理区域内で実施する。</p> <p>あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第I編 第20条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第26条 (変更なし)</p>
	<p>④線量等の監視並びに汚染の除去～⑪記録及び報告</p> <p>1. ④～1. ⑪と同じため省略。</p>	
	<p>⑫施設管理</p> <p>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第55条の2第2項第2号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者(環境・計画管理課長を除く。)、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第12条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第12条の3 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第12条の4 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第12条の5 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第12条の6 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第12条の7 (変更なし)</p>
<p>⑬その他保安に関する事項</p> <p>1. ⑬と同じため省略。</p>		
<p>3. プルトニウム燃料第二開発室で、グローブボックス等を解体・撤去作業</p> <p>・第I編 第I-8-(7)表 放射線管理用機器(プルトニウム燃料第二、第三開発室)のうち、プルトニウム燃料第二開発室のうち、定置式モニタ類のうち、α線</p>	<p>①職務及び組織</p> <p>当該作業については、第I編第5条(28) 廃止措置技術開発課長の職務のうち、プルトニウム系設備解体技術開発に係る業務として行う。ただし、品質管理工程設備については、第I編第5条(21) 品質管理課長の職務のうち、プルトニウム燃料の分析等に係る業務に付随し、当該業務で使用した設備は、品質管理課長が解体・撤去を行う。</p>	<p>保安規定第I編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第5条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>用空気モニタの測定器台数を変更する。</p> <p>・第Ⅲ編 第Ⅲ－１－(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（回収設備）から臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除し、第Ⅲ－１－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）へ当該記載を追加する。</p> <p>・第Ⅲ編 第Ⅲ－１－(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（品質管理工程）から臨界管理ユニット C012 及び C013 に係る記載を削除し、第Ⅲ－１－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）へ当該記載を追加する。</p> <p>・第Ⅲ編 第Ⅲ－１－(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等）から臨界管理ユニット W004、W005 及び W006 に係る記載を削除する。</p>	<p>廃止措置技術開発課長は、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(28)に該当する。品質管理課長は、同条(21)に該当する。</p> <p>②使用施設等の操作 核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。 今回、プルトニウム燃料第二開発室で行う解体・撤去作業について、適切な臨界管理を行うため、第Ⅲ－１－(9)表、第Ⅲ－１－(10)表及び第Ⅲ－１－(11)表の臨界管理ユニットの記載を変更する。具体的には前2表のうち、解体・撤去する設備の臨界管理ユニットに係る記載を当該表から削除し、第Ⅲ－１－(11)表に追記する。また、第Ⅲ－１－(11)表において、解体・撤去が完了した設備の臨界管理ユニットに係る記載を削除する。 核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。 従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p>	<p>保安規定第Ⅲ編第1条（変更なし）</p> <p>第Ⅲ－１－(9)表（変更あり） 第Ⅲ－１－(10)表（変更あり） 第Ⅲ－１－(11)表（変更あり）</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第9条（変更なし）</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第29条（変更なし）</p>
	<p>③管理区域等の設定等 線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。プルトニウム燃料第二開発室内には管理区域に指定された区域があり、当該作業は管理区域内で実施する。 あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第20条（変更なし）</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第26条（変更なし）</p>
	<p>④線量等の監視並びに汚染の除去、⑤排気・排水監視設備 1. ④、⑤と同じため省略。</p>	
	<p>⑥放射線測定器等 統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。 今回、プルトニウム燃料第二開発室で行う解体・撤去作業に併せて、α線用空気モニタを一部撤去するため、第Ⅰ-8-(7)表を変更する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第34条（変更なし） 第Ⅰ－８－(7)表（変更あり）</p>
	<p>⑦核燃料物質の運搬・貯蔵等～⑪記録及び報告 1. ⑦～⑪と同じため省略。</p>	
	<p>⑫施設管理 2. ⑫と同じため省略。</p>	
	<p>⑬その他保安に関する事項</p>	

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	1. ⑬と同じため省略。	
<p>4. プルトニウム燃料第二開発室で、残存核燃料物質の処理作業</p> <p>・第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(貯蔵庫等)において、低富化MOXに係る注釈の記載を変更する。</p>	<p>①職務及び組織 当該作業については、第Ⅰ編第5条(28) 廃止措置技術開発課長の職務のうち、残存核燃料物質の処理に係る業務として行う。 廃止措置技術開発課長は、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(28)に該当する。</p> <p>②使用施設等の操作 核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。 核燃料物質等の使用等に当たっては、第Ⅲ編第2条のとおり、いかなる場合においても臨界に達しないよう管理しなければならない。 今回、プルトニウム燃料第二開発室で行う残存核燃料物質の処理作業を進める上で、低富化MOXのウラン濃縮度を5.0%以下に変更するため、プルトニウム燃料第二開発室における核物質区分に関する記載のある第Ⅲ-1-(6)表の注釈を変更する。 核燃料物質の使用を行う場合は、第Ⅲ編第4条のとおり、1) 使用目的、2) 使用期間及び使用場所、3) 核燃料物質の種類及び使用数量、4) 同位元素組成、5) 化学的組成、6) 物理的形状、7) 使用方法及び通常の使用条件と異なる使用を計画する場合は、その使用条件等、8) 使用する核燃料物質の受入れ・払出しに関する管理方法等、9) 使用を終了した核燃料物質の処理の方法、10) 安全評価及び安全対策について使用計画で明らかにしなければならない。 核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。 従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p> <p>③管理区域等の設定等 3. ③と同じため省略。</p> <p>④管理区域等の設定等～⑩記録及び報告 1. ④～⑩と同じため省略。</p> <p>⑫施設管理 2. ⑫と同じため省略。</p> <p>⑬その他保安に関する事項 1. ⑬と同じため省略。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第5条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編第1条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編第2条 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-1-(6)表 (変更あり)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第9条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第29条 (変更なし)</p>
5. プルトニウム燃料第二開発室で、固体廃棄物を保管	①職務及び組織	

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>する作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅰ編 第Ⅰ-2-(19)図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域において、一部工程室の名称を変更する。 ・第Ⅲ編 第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力の記載を変更する。 	<p>当該作業については、第Ⅰ編第5条(27) 環境技術開発課長の職務のうち、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務として行う。</p> <p>環境技術開発課長、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(27)に該当する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第4条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第5条 (変更なし)</p>
	<p>②使用施設等の操作</p> <p>核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。なお、当該設備において核燃料物質は使用しない。</p> <p>核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。</p> <p>従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p>	<p>保安規定第Ⅲ編第1条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第9条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅲ編 第29条 (変更なし)</p>
	<p>③管理区域等の設定等</p> <p>線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。プルトニウム燃料第二開発室内には管理区域に指定された区域があり、当該作業は管理区域内で実施する。今回の変更で固体廃棄施設を増設することに伴い、プルトニウム燃料第二開発室の一部工程室の名称を変更する。</p> <p>あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第20条 (変更なし)</p> <p>保安規定第Ⅰ-2-(19)図 (変更あり)</p> <p>保安規定第Ⅰ編 第26条 (変更なし)</p>
	<p>④線量等の監視並びに汚染の除去～⑦核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>1. ④～⑦と同じため省略。</p>	
	<p>⑧放射性廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。</p> <p>放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、所定の表示を行う。なお、当該容器が可燃性の場合は、可燃性の容器を金属製容器又は金属製保管庫に収納する。放射性固体廃棄物を保管する場合は、廃棄施設に保管する。</p> <p>今回、プルトニウム燃料第二開発室の固体廃棄施設を増設を行うため、第Ⅲ-4-(2)表を変更する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第40条の2 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-4-(2)表 (変更あり)</p>
	<p>⑨非常時の措置～⑪記録及び報告</p> <p>1. ⑨～⑪と同じため省略。</p>	
	<p>⑫施設管理</p> <p>2. ⑫と同じため省略。</p>	
	<p>⑬その他保安に関する事項</p>	

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和5年3月22日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	1. ⑬と同じため省略。	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化を図る (中央列は関連する事項のみ記載) 	<p>③管理区域等の設定等</p> <p>線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。</p> <p>ウラン貯蔵庫及びプルトニウム燃料第三開発室の管理区域の図面について、記載の適正化(現物との整合)を図るため、第I-2-(18)図及び第I-2-(20)図を変更する。</p> <p>あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第I編 第20条 (変更なし)</p> <p>第I-2-(18)図 (変更あり)</p> <p>第I-2-(20)図 (変更あり)</p> <p>保安規定第I編 第26条 (変更なし)</p>